

第5章 計画の継続的運用方針

第5章 計画の継続的運用方針

1 メンテナンスサイクルの運用方法

修繕・改修等を計画的に実行するための役割分担と業務手順を定め、メンテナンスサイクルを運用していきます。

計画的な修繕・改修等の実践に係る関係部署の役割分担を次のとおり設定し、あわせてメンテナンスに係る情報の記録・活用・管理・共有化を進めます。

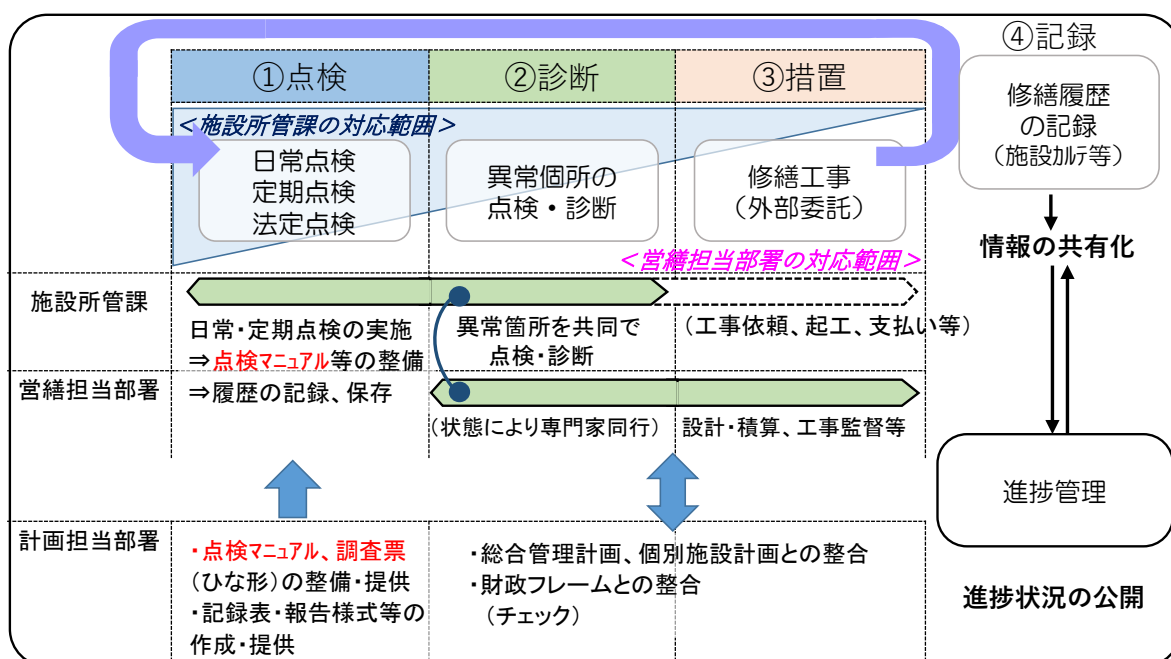


図 5-1 メンテナンスサイクルを回すための役割分担

<取組事項> (上図内容の再掲を含む)

- 施設所管課は、別冊の日常維持管理標準マニュアル(点検マニュアル・調査票)に即して、日常点検及び定期点検を実施します。なお、所管する施設の特性に応じて、標準マニュアルに特に留意すべき箇所を追加するなど、実状に合った効果的な内容に調整して運用します。
- 点検・診断・措置の各段階で、関係する部署が過去の実施結果や履歴を参照できるような情報収集の仕組み化、データベースの構築、施設カルテ等による維持管理情報の見える化を行い、メンテナンスの経緯を踏まえた適切な対応を実施します。
- メンテナンスサイクルに関する職員向け研修を継続的に実施し、施設所管課の意識啓発及び技術向上を図ります。

2 長期的な対策（適正配置、長寿命化）に関する検討の進め方

施設所管課が、将来のまちづくりに連動した事業の実施方針に基づき、計画担当部署と総合的な調整を図りつつ、単独あるいは施設類型ごとの（仮称）再編等に関する実施計画を策定します。

長期的な取組については、次の内容・スケジュールで進めます。

表 5-1 長期的な対策（適正配置、長寿命化）に関する検討の進め方

時期	令和3年度～4年度	令和5年度～7年度	令和8年度以降
●実施事項 （内容）	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）再編等に関する実施計画 <p>（本計画で整理した取組の方向性及び個別施設の再編等の方向性に基づき、単独又は施設類型ごとに策定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等総合管理計画の改定 <p>（施設所管課が検討した「（仮称）再編等に関する実施計画」を反映した次期公共施設等総合管理計画を策定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別具体の計画に沿った実行 <p>（モデルプランの設定と実行 個別施設計画の適宜見直し）</p>

<取組事項>（上図内容の再掲を含む）

- 施設類型ごとの（仮称）再編等に関する実施計画を策定（施設所管課）
- 総合管理計画の改定において、市全体としての施設再配置の取組を整理・検証（市全体での数値目標設定、モデルプランの設定、ロードマップの策定等）（計画担当部署）
- 人口動向や社会情勢、まちづくりの方向を見据えながら、公共施設等再編の計画的な実行と進捗管理及び不断の見直し
- 具体的な事業方針や実施内容の検討は、情報提供（公開）、説明及び対話等を通して、関係者及び市民とのコンセンサス（共通認識）を図りながら進めていきます。

3 庁内推進体制の構築方針

本計画に基づき、適正配置及び長寿命化の推進及びメンテナンスサイクルの構築を図るために、計画担当部署を中心に、施設所管課、営繕担当部署、財政担当部署が連携した推進体制をつくります。

具体的には、以下のとおりです。

<適正配置及び長寿命化の推進>

- 各施設所管課における適正配置の方針及び長寿命化（修繕・改修等）の実実施計画について、全庁的な検討組織（公共施設等適正化検討PT：プロジェクトチーム）での進捗報告、情報共有及び意見交換等を実施します。
- 特に、次の例のような庁内横断的な検討事項については、適正化検討作業部会を通して、情報共有、提案、議論及び意思決定を行います。
（例）
 - ・ 地域（エリア）単位での施設配置検討
 - ・ 複合化、集約化、多機能化、スペースの有効活用
 - ・ 包括的な維持管理業務や設計業務の検討 等

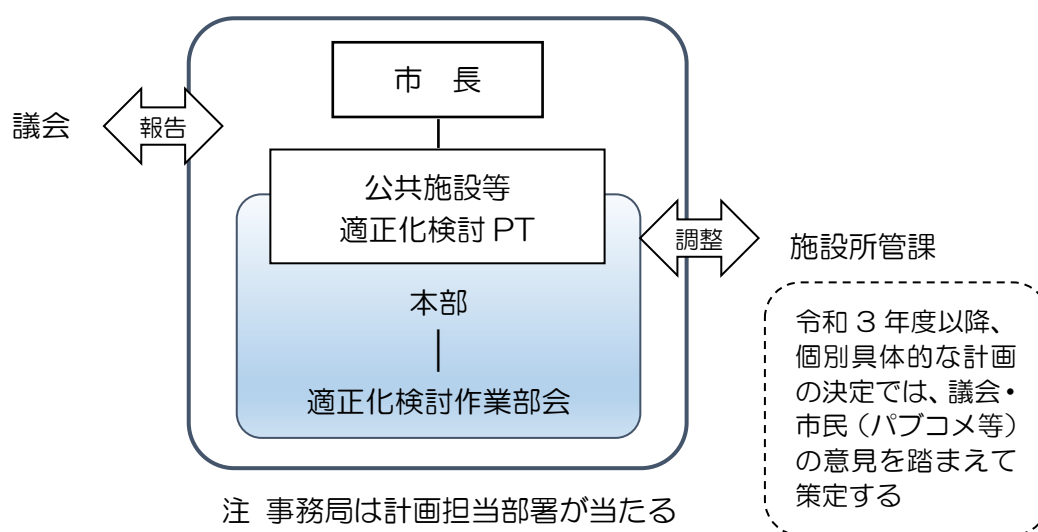


図 5-2 適正配置及び長寿命化の庁内推進体制

<メンテナンスサイクルの構築>

- 営繕担当部署が中心となって、施設所管課における日常点検及び修繕等を支援します。
（例）
 - ・ 施設所管課向けの日常点検研修の実施（毎年）
 - ・ 修繕等に対する相談受付（随時）
- 点検及び修繕・改修等の管理情報を一元化します。
- 効率点検やメンテナンス技術の向上を図るため、技術系職員を計画的に育成するなど、管理体制の組織強化を図ります。

4 情報基盤の整備・活用方針

客観的事実（エビデンス）及び記録に基づいた適正配置の検討及びメンテナンスサイクルの運用のために、公共施設の基本情報のほか、施設の収支、利用及び運営維持情報などを整備し活用していきます。

<取組事項>

- 固定資産台帳の更新との連携
- 公会計情報との連携、活用
- 運営の効率化に向けた運営維持情報（光熱水費等）の管理・分析
- 適正配置検討の対象となる施設について詳細な利用状況分析
- 施設カルテによる網羅的な施設情報の整備・公開

5 進捗管理

本計画の進捗管理は、以下のとおり実施します。

- 短期的な対策（修繕計画表）（P.76）に基づく修繕工事の実施状況について、計画担当部署から施設所管課へ毎年確認をします（施設カルテ等に進捗を反映することを予定）。
- 長期的な対策（適正配置の方針及び長寿命化（修繕・改修等）の実実施計画）に対する実施状況については、具体的な方針及び再配置等の事業検討及び実施の各段階で情報や進捗を公開します。
- （仮称）再編等に関する実施計画は、総合管理計画の改定においてその内容を反映し、より精緻な更新費用試算に基づく、マネジメント方針の策定に活かします。

<本計画の進捗管理（PDCA サイクル）>

